

業務改革プログラム(案)

～セカンドステージにおける改革の取組～

- 第3回提出資料「新たな業務改革プログラムの在り方について(素案)」からの主な修正点は、以下の通り。

修正箇所	修正内容
I. 「業務改革プログラム」の基本的な考え方 (別紙P2)	<ul style="list-style-type: none"> ○本プログラムに掲げる取組を実施するにあたり、法律改正を要する事項については、平成18年の通常国会に提出予定の社会保険庁改革関連法案に盛り込むことを追加。 ○本プログラムの策定後、セカンドステージにおける改革の進捗状況を検証するため、「緊急対応プログラム」に基づく取組を含め、業務改革全体について四半期毎の定期的なフォローアップを行うことを追加。
III. 新たな業務改革の在り方	
・ 今後の取組全体について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての取組について、実施スケジュールを明記。
・ 1-(2) 年金相談体制及び年金個人情報の提供等の充実(別紙P5)	<ul style="list-style-type: none"> ○従来、地域により異なっていた各種届書の様式及び添付書類の統一化について、平成18年度までに実施することを明記。 ○パスワード管理の重要性について十分周知を行いつつ、インターネットを通じて、年金個人情報の即時提供を実施することを追加。
・ 1-(6) 事務処理の標準化(別紙P9)	<ul style="list-style-type: none"> ○届書の様式及び添付書類の統一化について、事務処理の標準化という観点からも実施すべき取組として位置付け。
・ 3-(1) 「新たな保険料徴収モデル」の展開 (別紙P16)	<ul style="list-style-type: none"> ○「質と量」を重視した、納付に確実に結びつける納付督励への転換を図るための具体的な取組を明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所別の督励業務ごとの効果率、寄与率等を踏まえ、平成17年度第一次行動計画を改訂

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種納付督励業務の連携の強化 ・接触率、面談率等の達成目標の設定による電話、戸別訪問等の質の向上 ・未納期間、年齢等の未納者の属性に応じた、催告状の内容等の工夫 ・民間委託の推進による督励業務の効率的な実施
・ 3-(3) 保険料を納めやすい環境整備の推進 (別紙P18)	<ul style="list-style-type: none"> ○到達目標として、平成19年度までに口座振替率(クレジットカード払いを含む。)を50%に向上させることを明記。 ○翌年度保険料額の確定時期に、口座振替による前納の有利性のPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する取組を追加。